

公益財団法人戸田市国際交流協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成11年3月1日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人戸田市国際交流協会定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員及び評議員とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事（常務理事を除く。）
- (2) 常務理事
- (3) 監事
- (4) 評議員

(報酬額)

第3条 前条の役員及び評議員の報酬額は、別表第1のとおりとする。

(報酬の始期)

第4条 新たに役員及び評議員となった者には、その月から報酬を支給する。

(報酬の終期)

第5条 役員及び評議員が任期満了、辞職、除名、死亡又はその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合にも重複して報酬を支給しない。

(報酬の支給)

第6条 報酬の支給については、次の各号による。

- (1) 日額のもの、会議等の都度支給する。
- (2) 月額のもの、毎月10日に前月分を支給する。ただし、その日が公益財団法人戸田市国際交流協会職員就業規則第23条に規定する休日、月曜日、振替日及び日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、前記でない日を支給日とする。

2 日額をもって報酬を支給する場合は、第4条及び第5条の規定によらず、その勤

務日数に応じて支給する。

3 戸田市の常勤の特別職及び一般職の職員で役員又は評議員を兼ねる者には、報酬は支給しない。

(旅費等)

第7条 役員及び評議員が業務のため旅行したときの旅費の支給については、公益財団法人戸田市国際交流協会職員等旅費規程（平成11年規程第8号）を準用する。ただし、役員及び評議員の日当の額は、1,500円とする。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	支給区分	報 酬 額
理 事	日 額	6,500円
常務理事	月 額	135,000円
監 事	日 額	6,500円
評 議 員	日 額	6,500円